

令和 5 年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

小笠原村 (単位:千円)

事業名		決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・都支出金	地方債	その他	社会保障財源化分	その他
社会福祉	障害者福祉事業	10,847	5,218	0	8	432	5,189
	高齢者福祉事業	107,260	26,501	0	14,079	5,126	61,554
	児童福祉事業	362,655	155,781	102,000	3,515	7,792	93,567
	その他	152,428	80,064	0	1,417	5,454	65,493
	小 計	633,190	267,564	102,000	19,019	18,804	225,803
社会保険	国民健康保険会計繰出金	29,043	9,671	0	0	1,489	17,883
	介護保険会計繰出金	163,026	1,097	0	54,000	8,298	99,631
	後期高齢者医療会計繰出金	15,601	2,501	0	0	1,007	12,093
	小 計	207,670	13,269	0	54,000	10,794	129,607
保健衛生	健康増進事業	25,539	20,197	0	0	411	4,931
	母子衛生事業	9,317	4,742	0	0	352	4,223
	予防接種事業	26,122	11,248	0	3,692	860	10,322
	救急患者輸送事業	1,070	300	0	0	59	711
	診療所運営事業	545,077	242,519	33,000	148,912	9,276	111,370
	その他	102,223	35,394	34,000	8,972	1,834	22,023
	小 計	709,348	314,400	67,000	161,576	12,792	153,580
合 計		1,550,208	595,233	169,000	234,595	42,390	508,990

平成26年4月及び令和元年10月より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、上記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 78,043千円 のうち 42,390千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,550,208千円